

鶴岡観覧船予約システム及びオンライン決済等構築業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No	質問事項	回答
1	<p>仕様書15(2) 成果品名②～⑦について、提出時期が「契約締結後1週間以内」と記載されていますが、②～⑤及び⑦については対象となる工程の完了を以て提出が可能となる成果品であると考えられます。提出時期を「本稼働準備及び運用テスト開始前まで」と変更することは可能か。</p>	<p>成果品名②～⑦についての提出時期は、業務履行期間満了の「令和6年3月31日まで」とします。但し、④単体/結合/総合テスト計画書、⑤運用テスト計画書については、岐阜市とのスケジュール協議に基づき提出時期を決定することとします。</p>
2	<p>仕様書7(2)ウ 仕様書項目に関し、本システムを稼働させるために必要となるハードウェアを別途調達する形式に見受けられるが、提供するサービスとしてシステムと稼働インフラを併せて導入する想定でよいか。また、ハードウェアについては、システム稼働のための端末(サーバ等)を意味し、システム利用端末(パソコン等)は含まれていないとの認識でよいか。</p>	<p>本システムを稼働させるために必要となるハードウェアはシステムと稼働インフラを併せて導入する想定となります。またハードウェアについてはシステム稼働のための端末(サーバ等)を意味しシステム利用端末(パソコン等)は含まれません。</p>
3	<p>仕様書3及び6 本稼働準備及び運用テスト開始日が令和6年1月、業務履行期間が令和6年3月31日までと記載があるが、本稼働準備及び運用テスト開始日から業務履行期間までのランニング費用も含めて提示が必要との認識でよいか。</p>	<p>本稼働準備及び運用テスト開始日から業務履行期間終了までのランニング費用も含めてご提示ください。</p>